

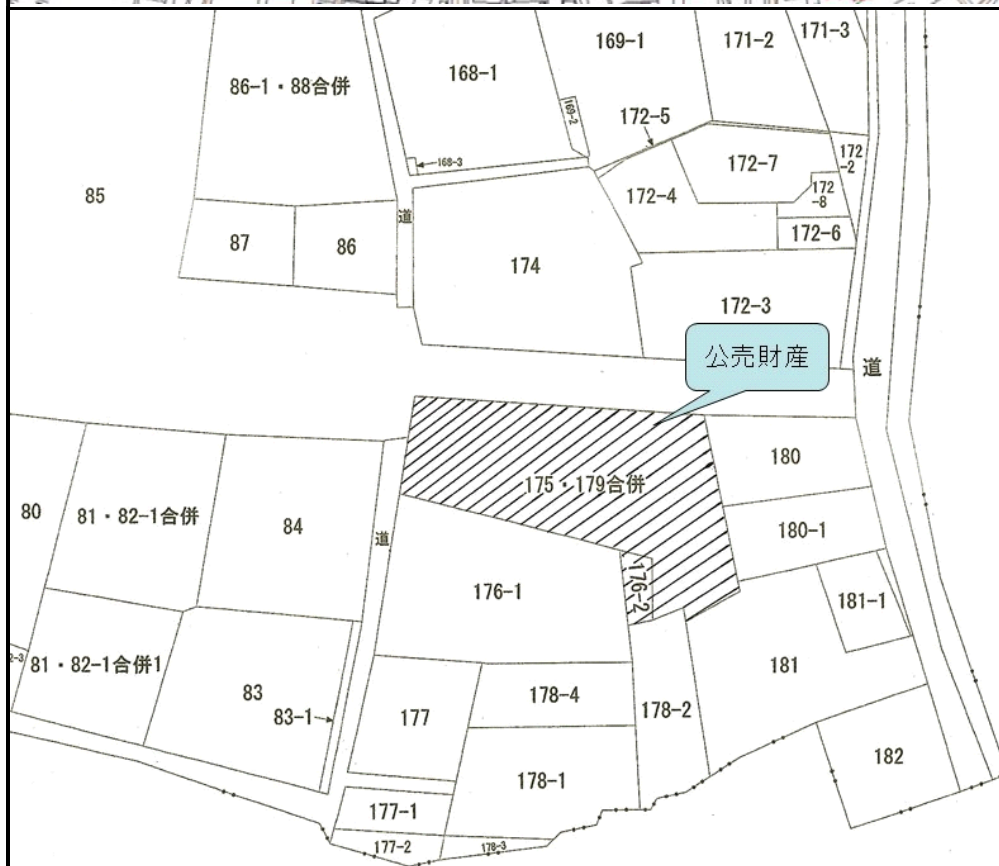
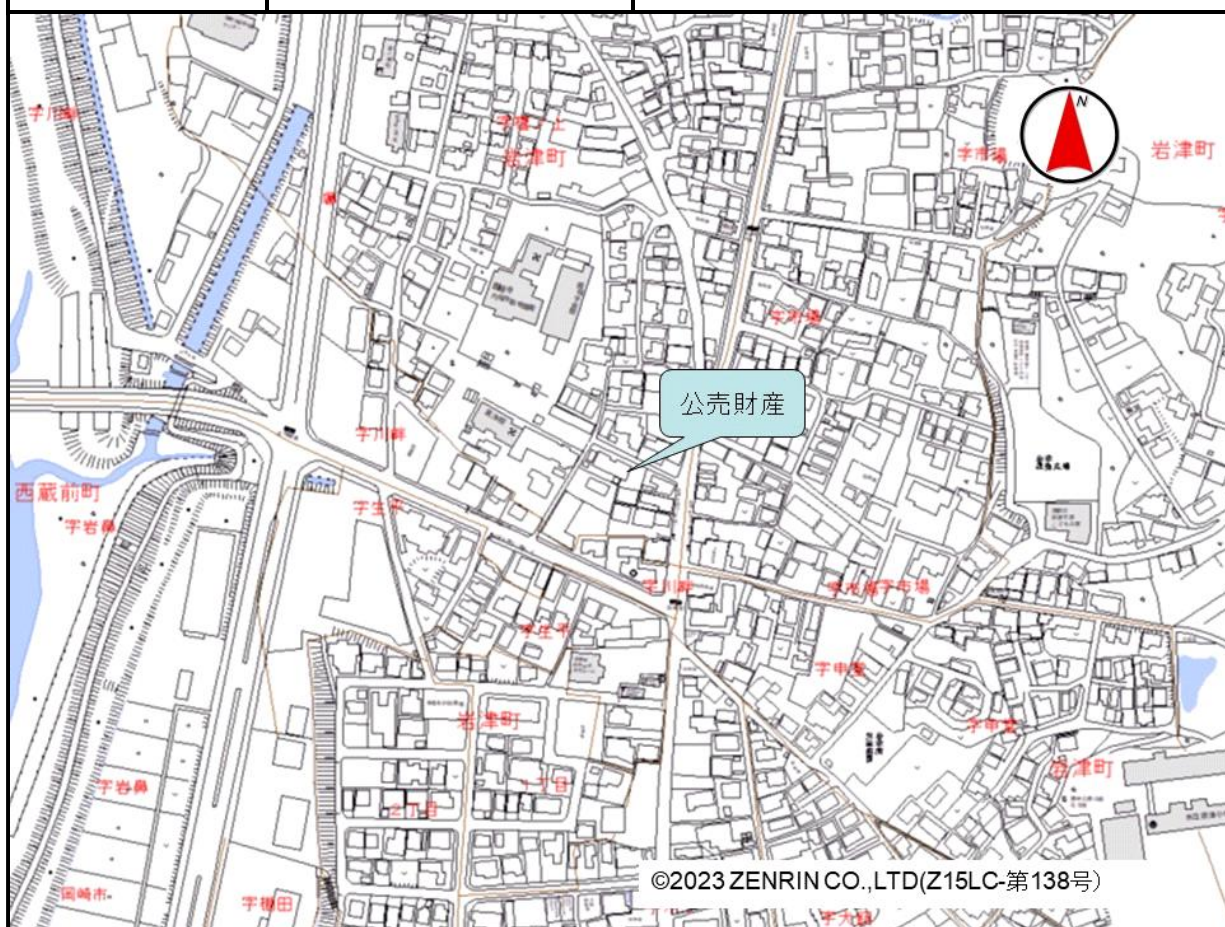
売却区分番号	1034-1		
見積価額	¥20,390,000	公売保証金	¥3,000,000
財産の表示	1 所在 愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上175番・179番合併地 家屋番号 175番1 種類 倉庫 構造 土蔵造かわらぶき平家建 床面積 16.32平方メートル 2 所在 愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上175番・179番合併地、 176番地2 家屋番号 175番の2 種類 共同住宅 構造 木造瓦葺平家建 床面積 104.34平方メートル 3 所在 愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上175番・179番合併地 家屋番号 175番の3 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階118.12平方メートル 2階34.51平方メートル 4 所在 愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上 地番 175番・179番合併 地目 宅地 地積 611.57平方メートル 5 所在 愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上 地番 176番2 地目 宅地 地積 21.48平方メートル 以上登記簿による表示		
公法上の規制	第一種住居地域 建蔽率60% 容積率200% 第二種高度地区（最高高さ25メートル）		
接道状況	北側 幅員約3.6メートル舗装市道（建築基準法上の道路）ほぼ等高接面 西側 幅員約2.6メートル舗装市道（建築基準法上の道路）ほぼ等高から約0.6メートル高位接面		
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	<公売財産1> 建築年月日不詳（登記による） <公売財産2>		

売却区分番号	1034-1		
見積価額	¥20,390,000	公売保証金	¥3,000,000
	・昭和46年3月30日新築（登記による） ・建物内部には、公売財産所有者及び第三者の動産類がある。 <公売財産3> ・昭和51年6月7日新築（登記による） ・建物内部には、公売財産所有者の動産類がある。 <公売財産4> ・敷地上は、公売財産所有者の動産類等が放置されているほか、雑木雑草繁茂状態である。 ・敷地南西側には、公売財産所有者の未登記の倉庫がある。 <公売財産5> 敷地南側は、雑草繁茂状態である。 <共通> ・公売財産1ないし3の建物内部には、破損等が複数ある。 ・公売財産1ないし3は、使用されていない。 （以上、令和7年5月28日現在）		
特記事項	<公売財産1> 建物西側の一部が公売財産4の後退用地上にある。 <公売財産3> 建物1階東側には公売財産所有者の未登記の増築部分がある。 <公売財産4> ・北側道路は、第三者所有の土地である。 ・ブロック塀等が北側隣地（地番85番）に越境している。 ・東側隣地（地番180番1）上の建物の屋根の一部が公売財産に越境している可能性がある。 ・敷地南西側は、南西側隣地（地番176番1）と互いに越境している可能性がある。 ・敷地南東側は、南東側隣地（地番178番2及び181番）との境界が公図と一致していない。 （以上、公売財産所有者の申立てによる。） ・敷地西側の一部は、岡崎市狭あい道路拡幅整備に関する条例第6条に基づき、公売財産所有者が、後退用地として岡崎市と協議済みである。また、当該後退用地は、公売財産所有者が、狭あい道路の拡幅用地として岡崎市に寄附申込済みである。 ・入札する場合は、事前に岡崎市ホームページに掲載されている「寄附申込書」の「付記事項」を確認し、当該付記事項等の詳細は、岡崎市役所都市政策部住環境政策課狭あい道路整備係（0564-23-6848）に確認すること。 <公売財産5> 公売財産所有者の申立てによると、西側隣地（地番176番1）と互いに越境している可能性がある。また、西側隣地（地番176番1）上の建物の屋根の一部が公売財産に越境している可能性がある。 <共通> 公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売		

売却区分番号	1034-1		
見積価額	¥20,390,000	公売保証金	¥3,000,000
	を行う。		
住居表示等	愛知県岡崎市岩津町字檀ノ上175番・179番合併地		
最寄駅等	愛知環状鉄道 北野柵塚駅 北東約2.9キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意ください だく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等を確認してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建蔽率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、国は担保責任等を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどは全て買受人の責任において行うことになります。 ・土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 ・土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。		
陳述書等の提出 について	・入札をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員、以下「入札者等」という。）は、暴力団員等でない旨の陳述書を提出する必要があります。陳述書の提出がない場合又は不備があるときには、入札は無効となります。 暴力団員等とは、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。 なお、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。 また、入札者等又は自己の計算において入札をさせようとする者が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証明する文書（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。 ・売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。 なお、買受人又は自己の計算において公売不動産の入札をさせた者が暴力団員等に該当すると認められる場合は、売却決定を取り消します。		

売却区分番号

1034-1



売却区分番号

1034 - 1

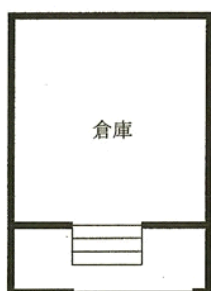
配置図（概略）



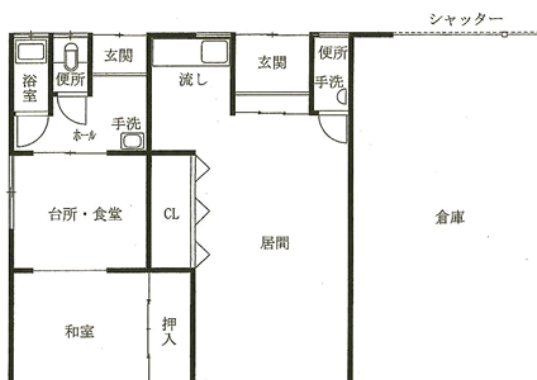
※この配置図は概略を示すものであり、現状と異なる場合があります。

間取図（概略）

（家屋番号175番1）



（家屋番号175番の2）



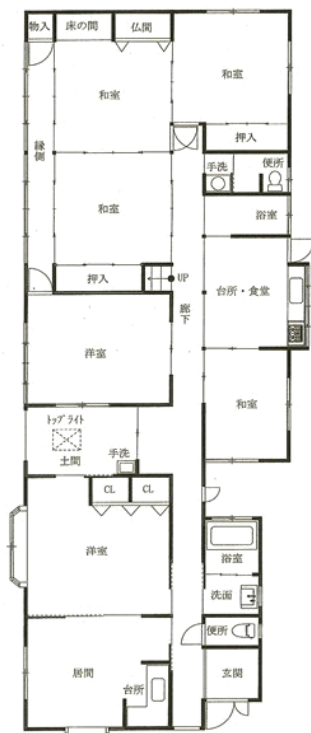
※この間取図は概略を示すものであり、現状と異なる場合があります。

売却区分番号

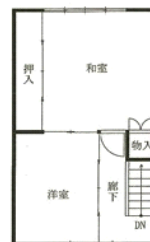
1034-1

間取図（概略）

（家屋番号175番の3）



1階



2階

※この間取図は概略を示すものであり、現状と異なる場合があります。



売却区分番号

1034-1

